第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

			ハて述べたものである。電波法 適切な字句の組合せを下の1か		
	A に、次に掲げる (1) 目的 (2) 開設を必 (5) B 及び空中線電	必要とする理問	た書類を添えて、総務大臣に提 由 (3) 通信の相手方及び通信 (6) 希望する運用許容時	言事項 (4) 無線設備の設	置場所
((7) 無線設備 (注) の工事記	設計及び (含む。以下②において同じ。
	(9) その船舶に関する次の イ 所有者 ロ 用途		・ン数 = 航行区域 *	D ^ 信号符字	
	ト その他電波法第6	_ , .			
_			無線局事項書及び工事設計書と		備の工事設計に係る事
:	項以外の事項を、工事設言	計書には無線	設備の工事設計に係る事項をそ	れぞれ記載するものとする。	
	A		В	С	D
1	船舶局の免許を受けよう 申請書	うとする者は、	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事着手の予定期日	船籍港
2	船舶局を開設しようとす 届書	「る者は、	電波の型式、周波数	工事落成の予定期日	船籍港
3	船舶局の免許を受けよう 申請書	うとする者は、	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事落成の予定期日	主たる停泊港
4	船舶局を開設しようとす 届書	「る者は、	電波の型式、周波数	工事着手の予定期日	主たる停泊港
5	船舶局の免許を受けよう 申請書	うとする者は、	電波の型式、周波数	工事落成の予定期日	主たる停泊港
し.	、 内に入れるべき; は、同じ字句が入るものと	最も適切な字 とする。	用状況の調査等について述べた。 句の組合せを下の1から5まで 見その他電波の有効利用に資する	のうちから一つ選べ。なお、「	司じ記号の内
ſ)利用状況を打	ところにより、無線局の数、無線 把握するために必要な事項とし [*]		
3	総務大臣は、利用状況調	間査の結果に	きは、 C 、対象を限定して 基づき、電波に関する技術の発達 効利用の程度を評価するものと	達及び需要の動向、周波数割	
4			とき及び③により評価したときん		により、その結果の概
ş	総務大臣は、③の評価の きは、総務省令で定めると することができる。			更しようとする場合において, が D に及ぼす技術的及	
	A	В	С	D	
1	無線設備の技術基準	5年	①の事項以外の事項について	電波の有効利用	
2	周波数割当計画	3年	①の事項以外の事項について	免許人又は登録人	
3	周波数割当計画	5年	①の事項以外の事項について	電波の有効利用	
4	周波数割当計画	3年	①の期間の中間において	免許人又は登録人	
5	無線設備の技術基準	3年	①の期間の中間において	免許人又は登録人	

- A-3 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、どのような手続をとった後でなければ、その許可に係る無線設備を運用することができないか。電波法(第18条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事の結果を記載した書面を添えてその旨を総務大臣に届け出た 後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
 - 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、許可に係る無線設備を運用しようとするときは、申請書に、その工事 の結果を記載した書面を添えて総務大臣に提出し、許可を受けた後でなければ、その許可に係る無線設備を運用してはな らない。
 - 3 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
 - 4 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、登録検査等事業者 (注1) 又は登録外国 点検事業者 (注2) の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章 (無線設備) に定める技術基準に適合 していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
 - 注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2 (検査等事業者の登録) 第1項の登録を受けた者をいう。
 - 2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者をいう。
- A-4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分	電波の型式		電波の型式	
番号	の記号	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルの ものであって、変調のための副搬送 波を使用しないもの	電信(自動受信を目的とするもの)
2	F 2 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である 2 以上のチャネ ルのもの	電信(自動受信を目的とするもの)
3	ЈЗЕ	振幅変調で抑圧搬送波による 単側波帯	アナログ信号である単一チャネルの もの	電話(音響の放送を含む。)
4	P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

A – 5	次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則(第38条及び第38条の4)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
	① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 A を使用するものの空中線は、 B に設置されたものでなければならない。
	② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
	③ 義務船舶局に備えなければならない無線設備(遭難自動通報設備を除く。)は、通常操船する場所において、

- 送り、又は受けることができるものでなければならない。

 ④ 義務船舶局に備えなければならない D は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただ
- し、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。 ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認め
- ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣か当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

1	A F 3 E電波 1 5 6 . 8 MH z	B 船舶の できる限り上部	C 遭難通信	D 衛星非常用位置指示無線標識
2	F 3 E 電波 1 5 6.8 MH z	航海船橋の近く	遭難通信及び航行の 安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識及び 捜索救助用レーダートランスポンダ
3	J 3 E 電波 2, 1 8 2 k H z	航海船橋の近く	遭難通信及び航行の 安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識及び 捜索救助用レーダートランスポンダ
4	J 3 E電波 2, 1 8 2 k H z	船舶の できる限り上部	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識

- A-6 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法(第 5 0 条)及び電波法施行規則(第 3 5 条の 2) の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
 - ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者(その船舶における **A** に関する事項を統括管理する者をいう。)として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
 - ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
 - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士 (2) 第二級海上無線通信士 (3) 第三級海上無線通信士
 - ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの $\boxed{\mathbf{B}}$ とする。
 - ④ C は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

ABC1 遭難通信順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者無線局の免許人2 遭難通信、緊急通信及び安全通信順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者船舶の責任者3 遭難通信うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者船舶の責任者4 遭難通信、緊急通信及び安全通信うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者無線局の免許人

- A-7 海上移動業務の無線局を運用する場合における免許状に記載された事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法(第52 条から第55条まで)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、 遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
 - **2** 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - **3** 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難 通信については、この限りでない。
 - 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全 通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- A-8 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第 26 条、第 14 条及び第 18 条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
 - 1 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称 の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
 - 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
 - 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相 手局の呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
 - 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相 手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- A-9 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第6条、第7条及び第8条の2)の規定に 照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 義務船舶局の無線設備(デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。)は、その船舶の航行中毎日1回以上、 当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。
 - 2 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を 行い、その機能を確かめておかなければならない。
 - **3** インマルサット高機能グループ呼出受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該 受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。
 - 4 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、その船舶の航行中毎月1回以上、別に告示する方法により、当該設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。

A-1	4 :		規定に照らし、		のである。電波法(第65条)及び無線局運用規則(第き最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちかのとする。
	(N ((5,312kHz、8,414 MHzの指定を受けているので、聴守をしなければな 1) F1B電波 A 2) F1B電波8,414.	4.5kHz、12, ものは、常時、次の らない。 5kHz	577kHz若しく の(1)から(4)までにキ	oって、F1B電波 A 、4,207.5kHz、は16,804.5kHz又はF2B電波156.525 掲げる周波数のうち、その無線局が指定を受けているも 77kHz及び16,804.5kHz(船舶局の場合に
	(あっては、これらの電波 する。) 4) F2B電波156.52		節、地理的位置等に原	なじ、適当な海岸局と通信を行うため適切な Bと
		海岸局にあっては、F 3 : よらない。	E電波156.8M	H z の指定を受けて	いるものは、C、、その周波数で聴守をしなければ
	3	F3E電波156.65M E港の区域 (注2) を航行中 注1 特定海域とは、海上交 2 特定港の区域とは、港	常時、これらの周2 通安全法第1条第2項の 則法第3条第2項に規定	皮数で、聴守をしな <i>に</i> 規定による同法を適用する する特定港の区域をいう。	。 る海域をいう。
		Δ.	D	C	D.
	1	A 2, 187.5 kHz	B一の周波数	C その運用義務時間ロ	D 中 船舶局(旅客船又は総トン数300トン以上 の船舶であって、国際航海に従事するものの 船舶局に限る。)
	2	2,187.5kHz	二の周波数	常時	船舶局(旅客船又は総トン数300トン以上 の船舶であって、国際航海に従事するものの 船舶局に限る。)
	3	2,182 kHz	二の周波数	その運用義務時間に	中 船舶局
	4	2,182 kHz	一の周波数	常時	船舶局
	5	2,187.5kHz	一の周波数	その運用義務時間に	中 船舶局
A-1	条、から ①	第14条及び第18条) 5一つ選べ。なお、同じ記 無線局は、無線機器の記 A によって聴守し、他 し、更に1分間聴守を行い を送信しなければならない ならない。	の規定に照らし、 房の	内に入れるへま、同じ字句が入るで の電波の発射を必要 に混信を与えないこと 停止の請求がない場	対について述べたものである。無線局運用規則(第39 、き最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうち ものとする。 とするときは、発射する前に自局の発射しようとする とを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信 合に限り、「B」」の連続及び自局の呼出名称1回 連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えては
	(1 回 3 回 しばしばその電波の	の周波数により聴守る	を行い、 C を確かめなければならない。
	1 2 3 4	A 電波の周波数及びその他 電波の周波数 電波の周波数 電波の周波数		本日は晴天 試験電波発見	なり 他の無線局の通信に混信を与えないこと 射中 他の無線局から停止の要求がないかどうか

A-1		大の記述は、海上移動業務り 等78条)の規定に照らし、				等について述べたもので 合せを下の1から4まで	
	場	船舶又は航空機が遭難して 場合には、遭難警報の中継又 1) 遭難している船舶の船舶	スは遭難通報を自局、遭難して	を送信しなければ ている船舶の船舶	ならない。 地球局、遭難し	ている航空機の航空機局	
	機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。 (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認め						
	たとき。 ② 無線局運用規則第83条(遭難通信の宰領)第4項の規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。						
		A	В		С		
	1	遭難通信用の電波で	責任者		遭難警報に応答	した	
	2	遭難通信用の電波で	責任者又は無	無線従事者	遭難警報に係る	遭難通信の宰領を行う	
	3	自ら	責任者又は無	無線従事者	遭難警報に応答	した	
	4	自ら	責任者		遭難警報に係る	遭難通信の宰領を行う	
A-1		≪急通信の取扱い等に関する っの規定に定めるところに通 っの規定に定めるところころに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところころに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところころに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころに定めるところころころに定めるところに定めるところころころに定めるところころころころころころころに定めるところころころころころころころころころころころころころころころころころころころ					€)の規定に照らし、こ
		海岸局、海岸地球局、船舶 い。	自局及び船舶は	也球局は、遭難通	信に次ぐ優先順	位をもって、緊急通信を	:取り扱わなければなら
	2 海岸局又は船舶局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局又は船舶局の責任者に通報する とともに無線局運用規則第59条(各局あて同報)の規定により通信可能の範囲内にあるすべての無線局にその緊急通報 を送信しなければならない。						
	수 と	海岸局、海岸地球局、船舶 で定める方法により行われ を確認するまでの間(モー こその緊急通信を受信しなけ	1る無線通信を ールス無線電信	を受信したときは 言又は無線電話に	、遭難通信を行	う場合を除き、その通信	言が自局に関係のないこ
		モールス無線電信又は無線 【は緊急通信が終了したこと					を急通信が行われないか
A-1		大の記述は、安全通信につい 定に照らし、 内に入				第68条)及び無線局追 ら 4 までのうちから一つ	
	1	安全通信とは、 A 安	全信号を前置	量する方法その他約	総務省令で定める	る方法により行う無線通	信をいう。
	2	海岸局等 (注) は、速やか 注 海岸局等とは、海岸局、					
	3 ji	海岸局等は、安全信号又に 通信を受信したときは、その					7法により行われる無線
	④ 海岸局等において、安全信号又は電波法施行規則第36条の2(遭難通信等)第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその C に通知しなければならない。						
		A	I	3	С		
	1	船舶又は航空機が急迫の危 陥る。虞がある場合に		自局に関係のない ことを確認するま [、]		、海岸地球局、船舶局区	(は船舶地球局の責任者
	2	船舶又は航空機が急迫の危陥る 虞がある場合に	危険に 糸	冬了するまで	海岸局	、海岸地球局又は船舶の	責任者
	3	船舶又は航空機の航行に対 重大な危険を予防するため	. , -	終了するまで	海岸局	、海岸地球局、船舶局又	(は船舶地球局の責任者
	4	船舶又は航空機の航行に対 重大な危険を予防するため		自局に関係のない ことを確認するま		、海岸地球局又は船舶の	責任者

- A-15 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当しないものはどれか。電波法(第28条及び第72条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
 - 2 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
 - 3 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
 - 4 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- A-16 次の事項のうち、電波法施行規則(第40条)の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
 - 2 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた場合は、その事実及び措置の内容
 - **3** 無線局の検査の結果について総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)から指示を受け相当な措置をしたときは、 その事実及び措置の概要
 - 4 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細
- A-17 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則(第15条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を行ってはならない(無線通信規則第19条(局の識別)に定める場合を除く。)。
 - 2 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射しなければならない。

絶対的優先順位において

4 自国の領域内で発せ

られた場合には

- **3** 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 4 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

É	次の記述は、遭難の呼出し及び 条及び第47条)の規定に照ら べ。	び通報並びに虚偽の遭難信号等にし、 内に入れるべき最も	こついて述べたものである。国際 5適切な字句の組合せを下の 1 2	
(]) 無線通信の局は、遭難の呼ら 置をとる義務を負う。	出し及び通報を、 <mark>A</mark> 、B	受信し、同様にこの通報に原	芯答し、及び直ちに必要な措
(2	② 構成国は、虚偽の遭難信号、 にこれらの信号を発射する □	緊急信号、安全信号又は識別化 C 探知し及び D ためり	言号の伝送又は流布を防ぐため(に協力することを約束する。	こ有用な措置をとること並び
	A	В	С	D
]	L いずれから発せられた かを問わず	絶対的優先順位において	自国の管轄の下に ある局を	識別する
2	2 自国の領域内で発せられた場合には	速やかにこれを	自国の管轄の下に ある局を	発射を禁止する 措置をとる
3	3 いずれから発せられた かを問わず	速やかにこれを	いずれの国の管轄の下に	識別する

いずれの国の管轄の下に

ある局をも

発射を禁止する

措置をとる

6	ちから一つ選べ。			を下の1から5までの		
① ②	② 連難警報は、一般通信チャン	ネルにおいて B 、若し	なかつ急迫な A 、即時の救助を求くは地球から宇宙向けの衛星EPIR	Bのために留保されたi		
	難及び安全のための専用の周波数のいずれかで、衛星を経由して送信され、又はデジタル選択呼出しのためにMF帯、H					
	F帯及びVHF帯で指定された	た遭難及び安全のための周波	数で送信される。			
3	③ 遭難警報又は遭難呼出し及び	びそれに続く遭難通報は、移	動局又は移動地球局を有する船舶、航	空機その他の移動体の		
	任者の命令によってのみ送信で	する。				
			波数で送信された遭難警報又は遭難呼	出しを受信したすべての		
	局は、 \boxed{C} 、それに続く遭	菫難通信に備える。	_			
(5)	遭難警報又は遭難呼出しを受ける。	受信した船舶局又は船舶地球	₹局は、できる限り速やかに、船舶の ┃_	D にその遭難警報		
	内容を通報する。					
	A	В	С	D		
1		絶対的な優先順位で	遭難通信に混信を与える。冀の あるいかなる送信も直ちに中止し	指揮者又は責任者		
2	2 危険にさらされており、 又はさらされる虞があり	他の通信と区別する ことなく自動接続で	いかなる送信も中止し	指揮者又は責任者 及び救助調整本部		
3	3 危険にさらされており	他の通信と区別する ことなく自動接続で	遭難通信に混信を与える。虞の あるいかなる送信も直ちに中止し	指揮者又は責任者 及び救助調整本部		
	4 を除によるよれており	他の通信と区別する	いかなる送信も中止し	指揮者又は責任者		
4	1 危険にさらされており、 又はさらされる虞があり	ことなく自動接続で				
5	又はさらされる ^ば があり 5 危険にさらされており	ことなく自動接続で 絶対的な優先順位で	遭難通信に混信を与える。 虞の あるいかなる送信も直ちに中止し	指揮者又は責任者 及び救助調整本部		
5 -20 警き ① ②	又はさらされる が があり	ことなく自動接続で 絶対的な優先順位で 離及び安全に関する世界的ないて述べたものである。無線の1から4までのうちから一般又は遭難呼出しは、船舶が警報は、衛星経由(船舶地球用を基本とする。というに、というない。これに、というない。これに、というない。これに、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、こ	遭難通信に混信を与える。このあるいかなる送信も直ちに中止しいは制度(GMDSS)における船舶局又は通信規則(第32条)の規定に照らして選べ。 「遭難していることを A を経由した局又は衛星EPIRBから)の送信の活動の船舶に警報するために使用するもいの船舶に警報するために使用するもいできる。できる限り多くの船舶の注意を喚起す	及び救助調整本部は船舶地球局による遭害ない。 内に入れるで数助調整本部に警報で救助調整本部に警報でが地上業務(船)のであり、VHF帯及るため、遭難警報に引き		
5 -20 警き ① ② ③	又はさらされる が があり	ことなく自動接続で 絶対的な優先順位で 離及び安全に関する世界的ないである。無利の1から4までのうちから一 とは遭難呼出しは、船舶地球 が大きを基本とする。 とは、遭難船舶の付近にある となる。 となる船舶局は、 かの装置を備えていない船舶	遭難通信に混信を与える。 動るいかなる送信も直ちに中止し に制度(GMDSS)における船舶局又 線通信規則(第32条)の規定に照らし 一つ選べ。 で選難していることを A を経由し に関するとの影響を表していることを A を経由し に関することができる。 できる限り多くの船舶の注意を喚起す を関するには、周波数150 に関するには、周波数150	及び救助調整本部は船舶地球局による遭力に入れる。 て救助調整本部に警報で 利用及び地上業務(船)のであり、VHF帯及のであり、VHF帯及るため、遭難警報に引		
5 -20 警き ① ② ③	又はさらされるがはがあり たい たい ではさらされるがは があり たい は まい で は まい	ことなく自動接続で 絶対的な優先順位で 離及び安全に関する世界的ないである。無利の1から4までのうちから一 とは遭難呼出しは、船舶地球 が大きを基本とする。 とは、遭難船舶の付近にある となる。 となる船舶局は、 かの装置を備えていない船舶	遭難通信に混信を与える。 動るいかなる送信も直ちに中止し に制度(GMDSS)における船舶局又 線通信規則(第32条)の規定に照らし 一つ選べ。 で選難していることを A を経由し に関するとの影響を表していることを A を経由し に関することができる。 できる限り多くの船舶の注意を喚起す を関するには、周波数150 に関するには、周波数150	及び救助調整本部は船舶地球局による遭力に入れる。 て救助調整本部に警報で 利用及び地上業務(船)のであり、VHF帯及のであり、VHF帯及るため、遭難警報に引		
5 -20 警き ① ② ③	又はさらされる。 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	ことなく自動接続で 絶対的な優先順位で 離及び安全に関する世界的な いて述べたものである。無約 の1から4までのうちから一 とは遭難呼出しは、船舶地球 いで基本とする。 とは、遭難船の付近にある となる船舶局は、 かの装置を備えていない船舶 もの装置を備えていない船舶 もの装置を備えていない船舶 もの装置を備えていない船舶 を基本とし及び遭難通報を送	遭難通信に混信を与える。 動るいかなる送信も直ちに中止し に制度(GMDSS)における船舶局又 線通信規則(第32条)の規定に照らし で選べ。 で選難していることを A を経由し に関するとの影響を表していることを A を経由し に関することができる。 できる限り多くの船舶の注意を喚起す には、実効的な場合には、周波数156 には、実効的な場合には、周波数156 にはで遭難通信を開始する。	及び救助調整本部は船舶地球局による遭人、 内に入れるで数助調整本部に警報利用及び地上業務(船のであり、VHF帯及るため、遭難警報に引る、8MHz(VHFチ		
5 -20 警き ① ② ③	又はさらされており ****た	ことなく自動接続で 絶対的な優先順位で 離及び安全に関する世界的ないである。無利の の1から4までのうちから一 とは、世難呼出しは、船舶地球 を基本とする。 とは、連難船舶の付近にある。 とは、連難船舶の付近にある。 とは、連難船舶の付近にある。 とは、とする。 とは、とする。 とは、とする。 とは、とする。 とは、とする。 とは、となる船舶局は、 となる船舶局は、 となる。 となる船舶局は、 となる。 となる船舶局は、 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。	遭難通信に混信を与える。 動るいかなる送信も直ちに中止し 計度(GMDSS)における船舶局又 線通信規則(第32条)の規定に照らし 一つ選べ。 適難していることを A を経由し 議局又は衛星EPIRBから)の送信の 他の船舶に警報するために使用するも IF帯を使用することができる。 できる限り多くの船舶の注意を喚起す 語局は、実効的な場合には、周波数156 信して遭難通信を開始する。	及び救助調整本部は船舶地球局による遭人、 内に入れる 内に入れる 内に入れる 内に入れる で救助調整本部に警報 利用及び地上業務(船)のであり、VHF帯及るため、遭難警報に引る.8MHz(VHFチ		
5 -20 警き ① ② ③	又はさらされており **大の記述は、海上における遭難呼出しの送信につき。 **公の記述は、海上における遭難呼出しの送信につき。 **公の記述難呼出しの送信につき。 **公の組合せを下す。 **公の、これらので無線をある。 **公の、これらので無線をある。 **公の、これらので無線をある。 **公の、これらいで、一切、これにはいる。 **公の、これらいで、一切、これにはいる。 **公の、これらいで、一切、これにはいる。 **公の、これらいて、一切、これにはいる。 **公の、これらいて、これにはいる。 **公の、これらいて、これらいて、これらいて、これらいて、これらいて、これらいて、これらいて、これらいて、これらい、これらい、これらい、これらい、これらい、これらい、これらい、これらい	ことなく自動接続で 絶対的な優先順位で 離及び安全に関するある。世界のである。から4までのうちから4までのうちかられる。 とは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	遭難通信に混信を与える。この あるいかなる送信も直ちに中止し は制度 (GMDSS) における船舶局又 泉通信規則 (第32条) の規定に照らして 選挙していることを A を経由しま を経由しま を経事として をを A を経由しま を A を経由しま を A を B を B を B を B を B を B を B を B を B	及び救助調整本部は船舶地球局による遭人、 内に入れるで表別調整本部に警報利用及び地上業務(船)のであり、VHF帯及るため、遭難警報に引る、8MHz(VHFチないることができる		

B-1 次の記述は、無線局の免許がその効力を失った 第24条まで、第78条及び第113条)及び電 最も適切な字句を下の1から10までのうちから	波法施行規則	
① 免許人(包括免許人を除く。)は、その無線局	号を廃止する	ときは、アならない。
② 免許人(包括免許人を除く。)が無線局を廃止	こしたときは	、免許は、その効力を失う。
③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免診	午人であった	者は、
		ご者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波
の発射を防止するために必要な措置を講じなけ		
⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止する。 レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指		は措置は、船舶局の衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用
⑥ ④の規定(電波法第78条)に違反した者は、		
	, ,	,_, _,
1 総務大臣の許可を受けなければ 2	その旨を約	窓務大臣に届け出なければ
3 3 箇月以内 4 1 箇月以内	5 i	豆納 6 廃棄 7 電池を取り外すこと
8 送信機を撤去すること 9 6月以下の?	懲役又は3()万円以下の罰金 10 30万円以下の罰金
R-2 次の記述は 義務船舶局等 (注1) の無線設備で	ぶあって絵路	省令で定めるものの操作について述べたものである。電波法
		こ照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1か
ら10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、		
		する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下①及び②において同じ。
① 羊致帆舶日效の無伯訊供べよ。マ処数少人べ	マムフォ のの	が根状(ツェント) 物の老づわければに - マルセン・セン・
)操作 (注2) は、次の者でなければ行ってはならない (注3)。 こより無線設備の操作を行うことができる ア
		掲げる要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの
イ (1)の無線従事者であって、無線設備の操作		
席 総務大臣に対しその選任の届出がされた者	Í	
注2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを 3 船舶又け航空機が航行中であるため無線従事		とができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
② ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設(
は、この限りでない。		又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が特に認めるものについて
(1) 次の / から / までに掲げる船舶の義務船	<u> </u>	であって、 _ ワ _ が可能なもの [及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事
1 が各面 (A I 海域のみを加1) するもの並ら しないものを除く。)	ハにAI 伊ツ	及いA 2 博場のみを加刊するものであって、国际机構に促事
	亢海に従事す	る総トン数300トン未満のもの(A1海域のみを航行する
注5 専ら海洋生物を採捕するためのもの以外のも	ので国際航海に	「限る。)及び国際航海に従事しないものを除く。) 従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下 ^ において同じ。
n 漁船 (A1海域のみを航行するもの並びに		
(2) (1)の 1 から N よぐに掲げる船舶に開設る の条件等) 第1項に規定するものに限る。)	された <u>エ</u>	□ (電波法施行規則第28条の2(義務船舶局等の無線設備
	受備の操作は	、①にかかわらず、電波法第40条(無線従事者の資格)の
定めるところにより、 ア でなければ行って		
1 無線従事者であって、船舶局無線従事者証明 受けているもの	を 2	無線従事者であって、別に定める業務経歴を有するもの
3 超短波帯の無線設備	4	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯 及び短波帯の無線設備
5 デジタル選択呼出装置による通信	6	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域 直接印刷電信装置による通信
7 インマルサット船舶地球局の無線設備	8	遭難自動通報設備及び船舶自動識別装置
9 無線電信	1 0	モールス符号を送り、又は受ける無線電信

- B-3 遭難警報等を受信した船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則 (第81条の5)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。
 - ア 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを その船舶の責任者に通知しなければならない。
 - イ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報 又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2(使用電波)第1項第3号に規定する周波 数(デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の周波数)で聴守を行わなければならない。
 - ウ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
 - エ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継を行うとともに、当該遭難警報に対する応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
 - オ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継を行うとともに、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- B-4 無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料に関する次の記述のうち、電波法(第103条の2)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。
 - ア 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その応当日 (注1) から起算して30日以内に、当該無線局の起算日 (注2) から始まる各1年の期間について、電波法 (別表第6) において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。
 - 注1 応当日とは、その無線局の免許の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)をいう。
 - 2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。(以下**イ**及び**ウ**において同じ。)
 - **イ** 免許人(包括免許人を除く。)は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、 その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
 - **ウ** 免許人(包括免許人を除く。)は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、 当該電波利用料を2回に分割して納付することができる。
 - エ 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。
 - オ 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促するとともに、その職員を 無線局に派遣し、電波法第73条第5項の検査(臨時検査)をさせることができる。
- B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則(第38条)の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備付けを要するものを1、これに備付けを要しないものを2として解答せよ。
 - ア 無線従事者選解任届の写し
 - イ 海岸局及び特別業務の局の局名録
 - ウ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
 - エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
 - オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則